

電気通信事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令要綱

第一 関係政令の整備

一 電気通信事業法施行令の一部改正に関し、登録の更新に係る特殊の関係、情報通信の技術を利用する方法及び登録の更新に係る手数料の額を定めること。
(第一条関係)

二 放送法施行令の一部改正に関し、情報通信の技術を利用する方法及び総務大臣が資料の提出を求めることのできる事項を定めること。
(第二条関係)

三 消費者契約法施行令の一部改正に関し、電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）及び放送法（昭和二十五年法律第三百三十二号）を消費者契約法（平成十二年法律第六十一号）に定める適格消費者団体としての認定に係る欠格事由の対象法律に追加すること。
(第六条関係)

四 その他、関係政令について所要の規定を整備すること。

(第三条から第五条まで及び附則第二項関係)

第二 施行期日

この政令は、電気通信事業法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第二十六号）の施行の日（平

成二十八年五月二十一日) から施行すること。

(附則第一項関係)